



(地方公共団体等職員対応要領)  
**第十一条** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関する、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三项の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

**第十二条** 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第一項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第十三条** 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

**第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置**

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障

害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第十六条** 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行なうものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第十七条** 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に障害する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地

方公共団体の機関は、必要があると認めるとき

は、協議会に次に掲げる者を構成員として加え

ることができる。

3 その他当該国及び地方公共団体の機関が必

要と認める者

(協議会の事務等)

2 二 学識経験者

3 その他当該国及び地方公共団体の機関が必

要と認める者

(協議会の事務等)

**第十八条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に

関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項にお

いて「構成機関等」という。）は、前項の協議

の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえ

た障害を理由とする差別を解消するための取組に

を行うものとする。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

**第十九条** 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過

料に処する。

**第二十条** 第十九条の規定に違反した者は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

**第六章 罰則**

**第二十一条** この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

2 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、

地方公共団体の長その他の執行機関が行うこと

とすることができる。

(権限の委任)

2 第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

2 第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

2 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

る。

**第六章 罰則**

**第二十五条** 第十九条の規定に違反した者は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

**第六章 罰則**

**第二十六条** 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過

料に処する。

**第七章**

政府は、この法律の施行後三年を経過し

た場合において、第八条第二項に規定する社会

的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況に

の検討

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するため必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行つた障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共

団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共團

体は、内閣府令で定めるところにより、その旨

を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると認めるとき、又は

構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例

を踏まえた障害を理由とする差別を解消するた

めの取組に資するよう、国内外における障

害を理由とする差別及びその解消のための取組

に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

(情報の収集、整理及び提供)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び

協議を行うため必要があると

ついで検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

---